

事業名：消費生活コーディネーター業務委託経費

商工労働課 主査（商工労働）

政策	04 安全で快適な都市生活の充実								
施策	01 安全な暮らしの確保								
基本事業	05 消費生活の安定								
開始年度	平成16年度	終了年度	—	実施計画 事業認定	非対象	会計区分	一般会計	補助金	

事務事業の目的と成果	
対象（誰、何に対して事業を行うのか）	
市民	
手段（事務事業の内容、やり方）	
江別消費者協会へ消費生活コーディネーター業務を委託し、モニター業務及び地域啓発講座等を開催している。	
意図（この事業によって対象をどのような状態にしたいのか）	
消費生活に係るモニターや講座を開催し、消費に対する正しい知識を啓発する。	

指標・事業費の推移						
区分		単位	23年度実績	24年度実績	25年度実績	26年度当初
対象指標1	市民	人	121,705	121,385	120,802	120,802
対象指標2						
活動指標1	講座等開催回数	回	10	14	11	14
活動指標2						
成果指標1	地区研修等参加者	人	566	630	247	630
成果指標2						
事業費(A)		千円	330	370	374	374
正職員人件費(B)		千円	401	401	391	391
総事業費(A+B)		千円	731	771	765	765

	事業内容（主なもの）	費用内訳（主なもの）
25年度	モニター業務及び地域啓発講座等を開催（江別消費者協会へ委託）	委託料 374千円

事業を取り巻く環境変化	
事業開始背景	
消費者保護法制の改正に伴う消費者の自立支援	
事業を取り巻く環境変化	
消費生活環境の多様化・複雑化 高度な情報化社会へと発展した昨今、消費者を取り巻く様々な問題点も複雑なものへと変化しており、消費者協会が執り行う消費生活コーディネーター業務の重要性は高い。	

平成25年度の実績による担当課の評価（平成26年度7月時点）

(1) 税金を使って達成する目的（対象と意図）ですか？市の役割や守備範囲にあった目的ですか？	
妥当である 妥当性が低い	理由 根拠
江別市市民消費生活安定条例第5条により、消費生活安定を目的とした必要な知識普及等啓発活動を推進し、施策の充実を図らなければならない。また、消費生活モニター業務に関しては、同条例第12条に基づいている。	
(2) 上位の基本事業への貢献度は大きいですか？	
貢献度大きい 貢献度ふつう 貢献度小さい 基礎的事務事業	理由 根拠
上位の基本事業に直接結びつく施策である。	
(3) 計画どおりに成果は上がっていますか？計画どおりに成果がでている理由、でていない理由は何ですか？	
上がっている どちらかといえば上がっている 上がらない	理由 根拠
地区研修の実施など、地域消費者のニーズを踏まえた積極的な活動を行っており、啓発に繋がっている。	
(4) 成果が向上する余地（可能性）がありますか？その理由は何ですか？	
成果向上余地 大 成果向上余地 中 成果向上余地 小・なし	理由 根拠
消費者教育は意識付けとして重要であり成果の向上が期待されるが、限られた人員・予算の中で広く実施するのは困難である。	
(5) 現状の成果を落とさずにコスト（予算+所要時間）を削減する方法はありますか？	
ある なし	理由 根拠
教育に関する経費は基礎的義務的経費の側面が強く、削減は困難である。	